

消防の動き



平成20年
2月号

No. 443

- 平成20年度消防庁予算(案)等について
- 「防災拠点の耐震化促進資料」のバージョンアップ
- 高度救助隊及び特別高度救助隊の隊員の教育について
- 平成19年度における国と地方公共団体が共同で実施する国民保護訓練について

FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

消防団員なんて無理だ、と思っていました。
ところが、話を聞いてみると、消防団には女性団員や学生団員もいて、
消火活動のほかにも、広報活動や防災活動、応急手当の普及・指導など、
いろいろな活動があることがわかりました。

消防団は、まさに地域に根付いてはばらばら存在しています。
でも、消防団の活動内容があまり知られていないせいで、団員が足りません。
だから、

消防団員募集

消防団のいろいろな活動をご紹介します。

消防団ホームページ www.fdma.go.jp/syobodan/



消防団員募集の手続き等については、各市町村等で定められていますので、下記の市役所・町役場、または最寄りの消防署にお問い合わせください。

お問い合わせ先・電話番号

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

財団法人 消防科学総合センター



消防団協力事業所表示制度

多くの保険会社、身元保証づくりに役立っています。

消防団員入団促進啓発広報用ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

積極的な消防防災サービスの提供を目指して



浜松市消防本部消防長 森 和彦

浜松市は、平成17年7月に天竜川・浜名湖地域の3市8町1村との合併により、東西52km、南北73km、総面積1,511.17km²という、全国でも市域として2番目に大きな面積を持つ都市となりました。そして、平成19年4月1日には7つの行政区を持つ政令指定都市へと移行し、新しいスタートを切ったところです。

当市では、都市の将来像として「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を掲げ、その実現に向けて様々な計画を推進しています。当消防本部としましても、「協働で築く安全、安心都市」という分野別目標の中で、先の将来像実現に向け、積極的に事業を展開しています。

当本部は、政令市移行にあわせ、区の行政組織としての機能と効率を考慮し、行政区ごとに消防署を配置し、1本部7署20出張所としたほか、消防署を統括する方面本部長を置き、広域的な災害等への対応を図りました。今後の署所の配置につきましては、地域の実情、人員、車両資機材を含め、全市的な観点から検討を行い、各区における防災拠点の中心として整備を進めていくこととしています。

消防団の組織・体制につきましても、指揮命令系統の統一や総合的な防災体制の確保という観点から、政令市移行と同時に「1市1団12支団体制」に再編しました。これは、合併後も継続していた12の消防団を1消防団とし、従来の各消防団を「支団」として位置付け、団長の指揮下に一元化することで、東海地震等の大規模災害時の全市における総合的な災害対応体制を構築するものです。さらに、平成21年4月には7つの行政区にあわせた「1市1団7支団体制」への移行を目指しています。

また、合併により管轄区域が拡大したことで、その区域内に1,000～2,000m級の山々を抱えるようになりました。この変化に伴う課題として、山林火災や登山者の遭難救助等、消防・救助・救急の総合的な消防力を充実させることが求められました。そこで、平成19年4月に県内で3隊目となる山岳救助隊(隊員数15人)を発足させ、山岳遭難事案に対しても市民の安心と安全が確保できるような体制を整えました。さらに平成20年3月には、必要となる資機材等を整備し、特別高度救助隊を発足させる予定です。

このほかにも、広大な管轄地域をカバーするため、消防防災ヘリコプターの整備を計画しています。

このように、当消防本部は、消防行政の執行機関であるということを深く認識し、市全体の財政の動向や効果などを理解した上で、行政区と調和のとれた防災体制を構築し、市民への積極的な消防防災サービスの提供に努めてまいります。

そして、社会の情勢を的確に捉え、迅速に対応できる体制を保持するとともに、県下消防本部との連携はもとより全国消防機関との協力の下、全職員が一丸となって浜松消防の新たな歴史を築き、政令市の消防本部としての重責を果たしてまいります。



平成20年度消防庁予算(案)等について

総務課

平成20年度予算(案)

加えた一般会計歳出全体の規模は、総額83.1兆円（対前年度比0.2%増）となっています。

1 国の予算の概要

政府は、平成19年12月24日、平成20年度の一般会計予算の政府案を閣議決定しました。

政府案は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に定められた歳出改革を2年目においても確実に実施することを基本とし、成長力強化、地域活性化、生活の安全・安心といった重要な政策課題にきめ細かく配慮し、予算配分を重点化したものとなっています。

一般歳出については、2年連続で増額の47.3兆円（対前年度比0.7%）となっています。内訳として、社会保障関係費や文教及び科学振興費で約6,800億円の増額となっている一方、公共事業関係費をはじめとしたその他の経費については、約3,800億円の減額となっています。

また、一般歳出に、国債費及び地方交付税交付金等を

2 消防庁の予算の概要

消防庁予算の総額は137.9億円、対前年度比で2.3億円の増額（1.7%）となっています。なお、当初予算で要求していた、北海道洞爺湖サミットにおける消防・救急体制の整備に要する経費の一部については、早急に事業を行う必要があることから、平成19年度補正予算に前倒しして措置されています。

主な内容として、まず、消防補助負担金については、地方向け国庫補助負担金（年金、医療等を除く）を、前年度を下回る額に抑制するとの方針の中で、83.7億円（対前年度△1.0億円、△1.2%）と必要な額を確保しています。

その内訳としては、緊急消防援助隊設備整備費補助金については、前年度と同額の50.0億円を確保しています。また、消防防災施設整備費補助金については、公共事業

平成20年度消防庁予算(案)について

平成20年度消防庁予算額(案) 137億90百万円（19135億64百万）

(単位：百万円、%)

| | ⑳予算額(案) a | ⑳要求額 b | ⑲当初予算 c | 比較増減額 a-c | 増減率 (a-c)/c |
|-----------------|--------------|-----------|------------|--------------|----------------|
| 総額 | 13,790 | 16,141 | 13,564 | 226 | 1.7 |
| 事業費等 | 5,419 | 7,470 | 5,093 | 326 | 6.4 |
| 消防補助負担金 | 8,371 | 8,671 | 8,471 | △100 | △1.2 |
| 緊急消防援助隊設備整備費補助金 | 5,000 | 5,200 | 5,000 | 0 | 0.0 |
| 消防防災施設整備費補助金 | 3,251 | 3,351 | 3,351 | △101 | △3.0 |
| 国庫負担金 | 120 | 120 | 120 | 0 | 0.0 |

注 端数処理の関係上、表中の計算が合わないことがある。

関係費が政府全体で△3%と厳しく抑制されていることを受け、対前年度比で1.0億円減額の32.5億円（△3.0%）となっています。その他、緊急消防援助隊の活動費や国民保護の訓練経費に関する国庫負担金については、前年度並みの1.2億円を確保し、大規模災害や武力攻撃事態等への対応体制の強化を着実に進めていくこととしています。



ウォーターカッター



大型ブローア

次に、消防補助負担金以外の事業費等については、54.2億円となっており、対前年度比で3.3億円の増額（6.4%）となっています。

主な事業では、平成20年7月に開催される北海道洞爺湖サミットにおける消防・救急体制の整備に要する経費（3.6億円）や、消防団による地域活動の推進（0.7億円）等のほか、ウォーターカッター機能と大型ブローア機能を兼ね備えた特別高度工作車の整備に要する経費（3.7億円）が措置されています。

3 平成20年度の主な事業

消防庁の平成20年度の主な事業は、以下のとおりです。

(1) 大規模地震・大規模災害に対する備えの強化

- ① 民間事業所における自衛消防力の確保（44百万円）
- ② 緊急消防援助隊の充実強化（50億円）
- ③ 原子力災害対策の拡充（8百万円）
- ④ 消防防災施設の整備（32億51百万円）
- ⑤ 特別高度工作車の整備（3億74百万円）【重点施策推進要望】

(2) 消防防災・危機管理体制の強化

- ① 市町村消防の広域化の推進（12百万円）
- ② 消防団による地域活動の推進（68百万円）
- ③ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備推進（29百万円）
- ④ 国民保護訓練の経費負担（94百万円）
- ⑤ 北海道洞爺湖サミットにおける消防・救急体制の整備（3億54百万円）

(3) 火災予防対策等の積極的推進・消防防災科学技術の向上

- ① 住宅用火災警報器等の普及促進（24百万円）
- ② 火災危険性の高い小規模施設に対応した防火対策の推進（23百万円）
- ③ 屋外貯蔵タンクの安全対策の充実（61百万円）
- ④ 消防防災技術研究開発（2億94百万円）

(4) 地域防災力の強化・救急救命の充実と高度化

- ① 救急隊員・救急救命士が行う救命措置等の質の向上（15百万円）
- ② 新型インフルエンザ発生時の適切な救急業務提供体制の整備（27百万円）

平成19年度補正予算(案)

平成19年度の補正予算(案)は平成19年12月20日の臨時閣議で閣議決定されました。

今回の補正予算では、財政規律を緩めないとの方針の下、国民生活の安全・安心、地域活性化、原油価格高騰対応等にも配慮しつつ、必要性・緊急性の高い経費について対応されています。

消防庁関係の補正予算(案)については、前述のとおり、平成20年7月に開催される北海道洞爺湖サミットの開催準備に必要な経費として、各国の要人などが集まる会議場等のサミット関係施設に対する防火指導の応援経費や、警戒活動に必要となる通信施設の整備に対し交付される補助金等、総額で1.0億円が措置されています。



「防災拠点の耐震化促進資料」のバージョンアップ

防災課

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の広域かつ甚大な被害をもたらす大規模地震発生の切迫性が指摘される中、昨年3月には能登半島地震、7月には新潟県中越沖地震が発生し、多大な被害が生じたところであり、防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進を図ることはとても重要です。

消防庁では、平成17年度から、消防庁舎や学校施設などの防災拠点となる公共施設等の耐震診断・改修工事の必要性やその効果的な実施方法についてわかりやすく記述

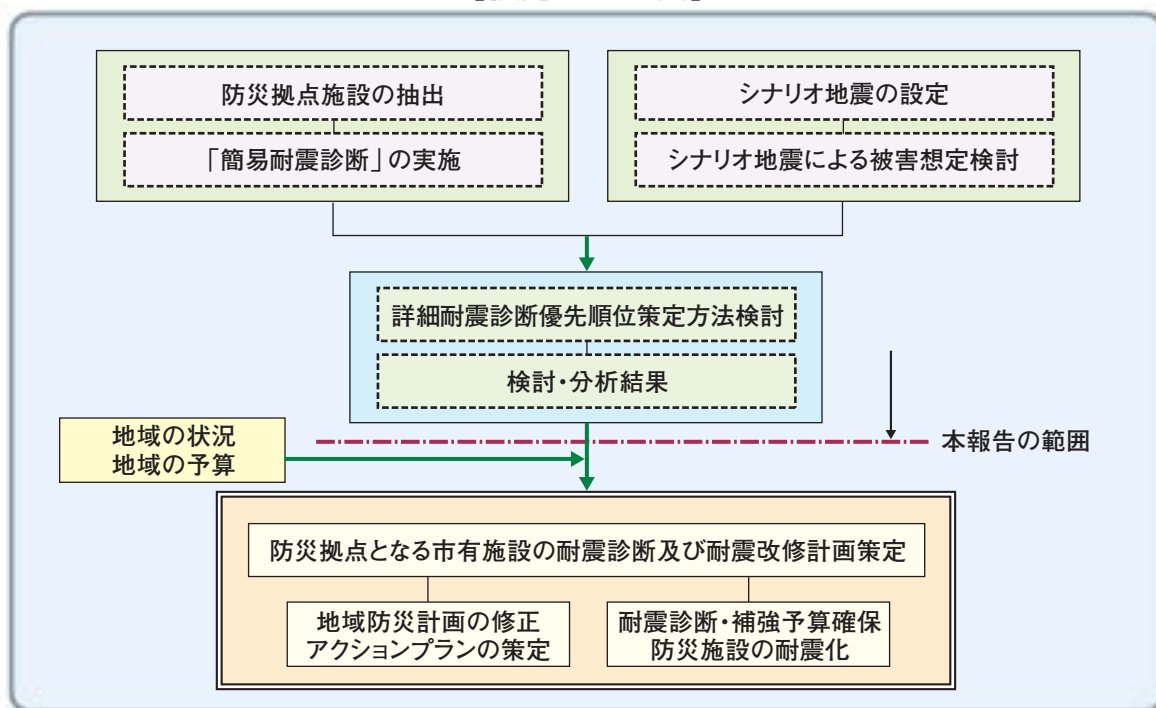
するとともに、耐震補強工事の事例を多数収録した「防災拠点の耐震化促進資料」を消防庁ホームページに掲載していますが、このたび、同資料を改訂し、耐震化に当たっての優先順位の検討について具体の事例に即して解説した「地方公共団体の耐震化促進事例」を新章（第4章）として加えることとしましたので、その内容を紹介します。

詳しくは、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp>) をご覧ください。

地方公共団体の耐震化促進事例 ～耐震予算化優先順位の検討方策（和歌山市における具体事例）～

- ◇防災拠点施設の耐震補強を行うには、まず施設の耐震診断を実施する必要がありますが、詳細な耐震診断には多額の予算と時間が必要です。
- ◇数多くの防災拠点施設を保有する和歌山市が一時期に実施することは困難であり、各年ごとに詳細な耐震診断を実施するための予算付けの優先順位を決めることが求められました。
- ◇そこで、「簡易耐震診断」の実施と被害想定を検討を前提として、詳細な耐震診断を行う優先順位の策定方法について検討しました。

【検討フロー図】



詳細な耐震診断の優先順位策定方法の検討

① 防災拠点の役割分類

防災拠点には、それぞれ異なる被災時の役割がありますが、災害時に特に機能を保持する必要がある施設として、対策の指揮・実行（A）、情報の発信・収集（B）、救援・救助（C）又は応急復旧活動（D）のいずれかの役割を担う施設を対象としました。

② ハザードの種類

震度、津波、土砂災害の3種類のハザードを使用することとしました。

③ 評価方法

ア 津波又は土砂災害の危険性が高い施設については、施設自体の耐震性を向上させても防災拠点としての機能は果たせないと考え、優先順位の検討対象から除外しました。

イ アで除外された施設以外の優先順位検討対象施設について、地震動と「簡易耐震診断」の総合評価点により、各施設の耐震危険性を算定しました。

ウ イで算定した耐震危険性の数値が大きい施設順に優先順位を付与しました。



■優先順位検討結果■

| 施設No. | 建物名称 | 役割 | 山腹崩壊 | 地すべり | 土石流 | 急傾斜 | 津波浸水深(m) | 液状化PL値 | シナリオ震度a | 補正係数α | 総合評価X | 耐震危険性Z | 優先順位 | 耐震診断費(万円) | 備考 |
|-------|----------|-----|------|------|-----|-----|----------|--------|---------|-------|-------|--------|------|-----------|----------|
| 0 | M消防署 | ABC | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.84 | 5.93 | 5.4 | | 3.5 | | | 0 | 津波により対象外 |
| 119 | T支所 | AB | 0 | 0 | 0 | 0 | 1.18 | 18.15 | 5.2 | | 2.0 | | | 150 | 津波により対象外 |
| 135 | M保健センター | D F | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 28.21 | 5.7 | 1.00 | 1.5 | 0.67 | 1 | 220 | |
| 104 | Y支所 | AB | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8.43 | 6.1 | 1.58 | 2.5 | 0.63 | 2 | 160 | |
| 134 | E研究所 | D | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18.63 | 5.5 | 0.77 | 1.5 | 0.51 | 3 | 270 | |
| 91 | S連絡所 | AB | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7.53 | 5.7 | 1.00 | 2.0 | 0.50 | 4 | 160 | |
| 92 | M連絡所 | AB | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10.17 | 5.7 | 1.00 | 2.0 | 0.50 | 4 | 160 | |
| 117 | W支所 | AB | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10.43 | 5.6 | 0.89 | 2.0 | 0.45 | 6 | 160 | |
| 90 | M連絡所 | AB | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19.23 | 5.7 | 1.00 | 2.5 | 0.40 | 7 | 160 | |
| 111 | K支所 | AB | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.01 | 5.7 | 1.00 | 2.5 | 0.40 | 7 | 160 | |
| 79 | M消防署M出張所 | ABC | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.09 | 15.62 | 5.7 | 1.00 | 2.5 | 0.40 | 7 | 170 | 津波要注意 |
| 136 | N保健センター | D F | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18.63 | 5.5 | 0.77 | 2.0 | 0.39 | 10 | 230 | |
| 107 | A支所 | AB | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.03 | 5.5 | 0.77 | 2.0 | 0.39 | 10 | 170 | |
| 116 | Z支所Z地区会館 | AB | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00 | 5.5 | 0.77 | 2.0 | 0.39 | 10 | 130 | |
| (省略) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 95 | M連絡所 | AB | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00 | 5.0 | 0.43 | 2.5 | 0.17 | 56 | 160 | |
| 102 | NW支所 | AB | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00 | 5.0 | 0.43 | 2.5 | 0.17 | 56 | 160 | |
| 105 | NY支所 | AB | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00 | 5.0 | 0.43 | 2.5 | 0.17 | 56 | 160 | |
| 80 | K消防署N出張所 | ABC | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.00 | 4.9 | 0.39 | 3.0 | 0.13 | 59 | 160 | |

注)・役割「F」は、負傷者の受入が可能な施設であることを示す。
 ・山腹崩壊、地すべり、土石流、急傾斜の値0は、本ハザードの対象範囲外であることを示す。
 ・耐震診断費は階数及び延床面積から概略算定したものを。



以上の検討結果を参考に、地域の状況、和歌山市の予算などを加味し、耐震化のための詳細な耐震診断の予算化計画を策定することとなりました。

平成19年(1月～9月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 総出火件数は4万2,009件、前年同期比1,345件の増加

平成19年(1月～9月)における総出火件数は4万2,009件であり、前年同期と比べると1,345件の増加(+3.3%)となっており、おおよそ1日あたり154件、9分ごとに1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとにみると次表のとおりです。

| 種別 | 件数 | 構成比(%) | 前年同期比 | 増減数(%) |
|-------|--------|--------|-------|---------|
| 建物火災 | 23,547 | 56.1% | ▲150 | -0.6% |
| 車両火災 | 4,377 | 10.4% | ▲277 | -6.0% |
| 林野火災 | 1,831 | 4.4% | 492 | +36.7% |
| 船舶火災 | 94 | 0.2% | 18 | +23.7% |
| 航空機火災 | 4 | 0.0% | 3 | +300.0% |
| その他火災 | 12,156 | 28.9% | 1,259 | +11.6% |
| 総出火件数 | 42,009 | 100.0% | 1,345 | +3.3% |

2 火災による死者は103人減少、負傷者は64人の減少

火災による死者は1,459人で、前年同期と比べると103

人の減少(-6.6%)となっています。

また、火災による負傷者は6,398人であり、前年同期と比べると64人の減少(-1.0%)となっています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)は809人で、52人の減少

建物火災による死者は1,056人であり、このうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、960人となっています。

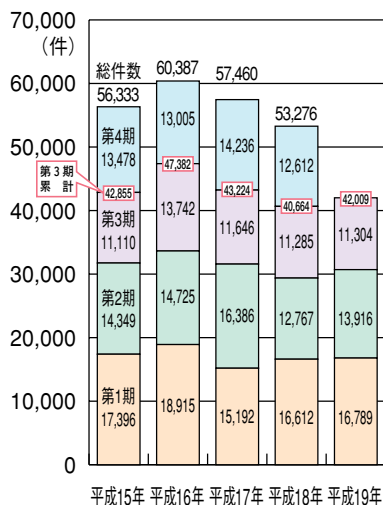
また、放火自殺者等を除くと建物火災における死者は877人であり、このうち住宅火災による死者は809人(52人の減・-6.0%)となっています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は90.9%で、建物火災の出火件数に占める住宅火災の割合である56.4%と比較して非常に高いものとなっています。

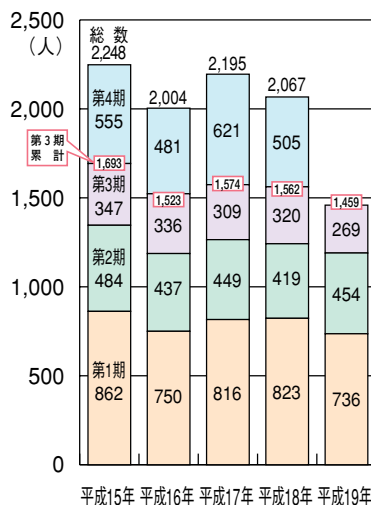
4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)の約6割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)809人のう

過去5年間の火災の推移

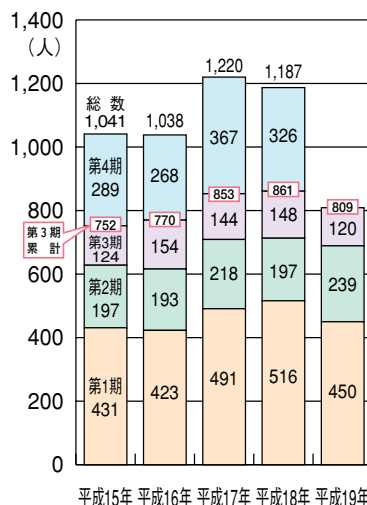


過去5年間の死者の推移



過去5年間の住宅火災における死者の推移(放火自殺者等を除く。)

※死者の発生した建物用途による。



※第1期(1月～3月)、第2期(4月～6月)、第3期(7月～9月)、第4期(10月～12月)

ち、479人(59.2%)が65歳以上の高齢者です。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数の前年同期比較は、逃げ遅れ478人(68人の減・-12.5%)、着衣着火40人(4人の減・-9.1%)、出火後再進入13人(6人の減・-31.6%)、その他278人(26人の増・+10.3%)となっています。

5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「こんろ」

全火災 4万2,009件を出火原因別にみると、「放火」4,847件(11.5%)、「こんろ」4,554件(10.8%)、「たばこ」4,430件(10.5%)、「放火の疑い」3,567件(8.5%)、「たき火」2,562件(6.1%)の順となっています。

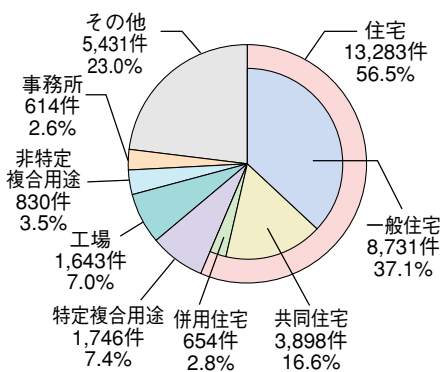
また「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、8,414件(20.0%)となっています。

6 林野火災防止への取組

平成19年(1月～9月)における林野火災の件数は1,831件で、前年同期と比較すると492件の増加(+36.7%)となっています。

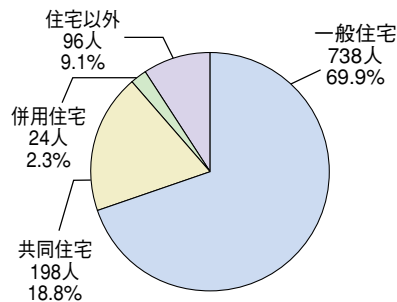
消防庁では毎年、林野庁と共同で林野火災が多発、増加する春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを統一実施期間として全国山火事予防運動を実施しています。平成20年は「山火事は 地球の未来も 燃やします」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけます。

建物火災の出火件数
2万3,547件の内訳

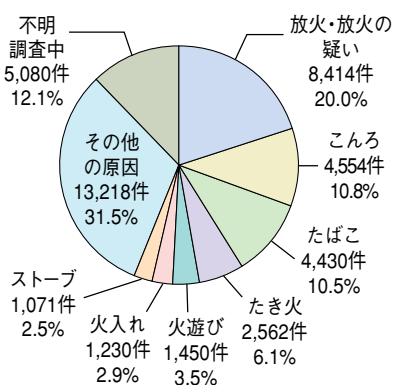


建物火災の死者1,056人の内訳

※注:住宅火災死者数は、死者の発生した建物用途による

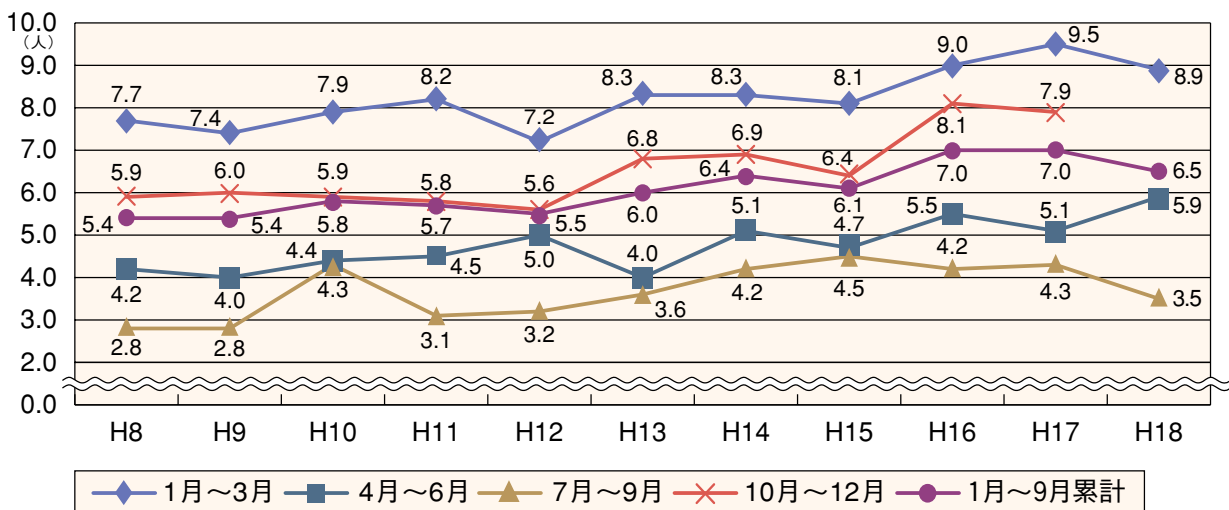


出火原因の内訳
(全火災4万2,009件)



住宅火災における死者(放火自殺者等を除く。)の発生率

※放火を除く住宅火災100件あたりの、放火自殺者等を除く住宅火災死者数



平成20年春季全国火災予防運動の実施

予防課

平成20年3月1日(土)から7日(金)までの7日間、平成20年春季全国火災予防運動が実施されます。

この運動を機に、日ごろ忘れがちな火災に対する警戒心を喚起し、一人ひとりが防火の重要性を自覚し、日常生活での防火を実践し、さらに、住民、事業所の関係者及び消防機関等が一体となり火災予防を推進し、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぎましょう。

また、冬から春にかけて、山では枯葉や枯草が多くなることに加え、空気の乾燥や季節風あるいはフェーン現象などの気象条件等から、山火事発生の危険性が高い時期となります。このため、春季全国火災予防運動と同時期に「**全国山火事予防運動**」もあわせて実施され、また、昭和26年4月の横浜市桜木町の電車火災を契機に始まった「**車両火災予防運動**」も同時期に実施されます。

春季全国火災予防運動は、消防組織法(昭和23年3月7日施行)が施行され、自治体消防制度が発足した3月7日を末日とする1週間で実施されます。運動期間中には、全国各地の消防機関で住宅防火診断、放火火災防止対策戦略プランの実施、防火講演会、防火・防災訓練など様々な行事が予定されますので、これらに積極的に参加し、火災による被害の低減に努めましょう。

平成19年度全国統一防火標語

『**火は見てる あなたが離れる その時を**』

○全国火災予防ポスター

昨年の秋季全国火災予防運動に引き続き、現在テレビ等でご活躍されている、女優の大谷英子さんをモデルとしてポスターを作成し、全国の消防機関等へ配布しました。

このほか、火災予防運動の実施に当たっては、地域の実情に応じて住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を活用し、広報活動を行いましょ。



平成20年春季全国火災予防運動広報用ポスター

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

—3つの習慣・4つの対策—

3つの習慣

- **寝たばこ**は、絶対やめる。
- **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- **ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

平成19年秋季全国火災予防運動での実施例

全国の消防本部では、様々な工夫を凝らした取組が実施されています。

〈事例1〉トヨタパートナーロボット・東京消防庁音楽隊合同演奏会：東京消防庁（東京都）

（1）実施内容

- ①豊島消防署長からトヨタパートナーロボットへ一日消防署長の委嘱
- ②トヨタパートナーロボットと東京消防庁音楽隊による合同演奏会
- ③豊島消防署職員とパートナーロボットによる火災予防広報（放火予防及び住宅用火災警報器の設置促進）

（2）工夫した点

- ①ロボットの演奏に合わせた人間の演奏
- ②ロボットと人間によるトークショー



〈事例2〉物品販売店舗のレジスタレシートを使用した住宅用火災警報器の設置促進広報：須坂市消防本部（長野県）

（1）実施内容

市民の誰もが利用し、目にすることの多いスーパーマーケットのレシートに住宅用火災警報器設置促進の広報文の掲載を依頼しました。

（2）工夫した点

コンビニエンスストアへの依頼も検討しましたが、レシートを受け取らない人が多いのではと考え、食品を扱うスーパーマーケットであれば利用は老若男女を問わず、特に、主婦層にはレシートも受け取ってもらえると判断し、スーパーマーケットで実施することとしました。



■要注意！ 製品火災(製品に起因するおそれのある火災)調査結果について

消防庁では、平成19年12月27日に平成18年中（1月～12月）に発生した、放火によるもの等を除く「製品に起因するおそれのある火災」5,286件を対象に、市町村消防本部に対して製品情報を追跡調査し、その結果を公表しました。詳細は、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp>) をご参照ください。

【結果の概要】

| | 自動車等 | 電気用品 | 燃焼機器 | 全体 |
|--------------------|-------|-------|------|-------|
| 調査対象件数 | 1,949 | 3,215 | 351 | 5,286 |
| 製品欠陥によることが明らかなもの | 20 | 106 | 50 | 174 |
| 製品欠陥によるものか否か不明なもの | 336 | 358 | 56 | 719 |
| 製品欠陥によらないことが明らかなもの | 1,593 | 2,751 | 245 | 4,393 |

※重複があるため「自動車等」、「電気用品」、「燃焼機器」の合計は、「全体」の件数に一致しない。

本調査の公表資料に示した社告等に加え、自動車等については国土交通省の自動車のリコール・不具合情報のウェブサイト (<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/index.html>)、電気用品や燃焼機器については独立行政法人製品評価技術基盤機構の社告・リコール情報のウェブサイト (<http://www.nite.go.jp/jiko/index4.html>) 等を活用して製品欠陥の情報を入手することができます。火災予防運動の機会をとらえて、これらの情報を有効に活用し、火災に至る危険性がある製品に対してご注意くださいようお願いいたします。

市区町村における災害時要援護者の 避難支援対策への取組状況調査結果について

防災課

平成16年7月の梅雨前線豪雨等による人的被害を契機に、同年10月に設置された「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者の避難支援に関する検討会」において、消防庁を含む関係府省庁、有識者による検討が進められ、平成17年3月28日の検討報告で「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂）が示されました。

このことを踏まえ、消防庁では、平成17年3月31

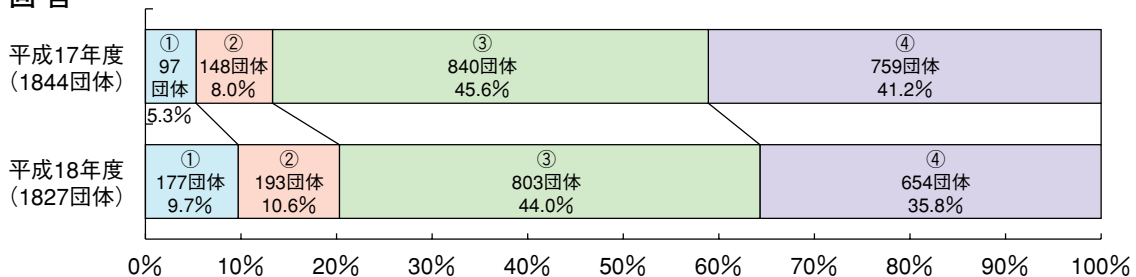
日付け消防庁次長通知（内閣府政策統括官との連名）により、各都道府県知事に対して、当該ガイドラインを踏まえた避難支援プランの策定等、避難支援対策への取組を要請するとともに、その後の市区町村における取組状況を調査してきました。

以下に、調査結果（平成19年3月31日現在）の一部を示します。詳しくは、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp>）をご覧ください。

問. 平常時から福祉関係部局と防災関係部局を中心とした横断的なプロジェクトチームとして「要援護者支援班」などを設置しているか。

- ① 設置している（実質的に上記検討委員会が兼ねている場合も含む）
- ② 年度内に設置予定
- ③ 今後2年以内に設置を検討
- ④ 設置予定なし

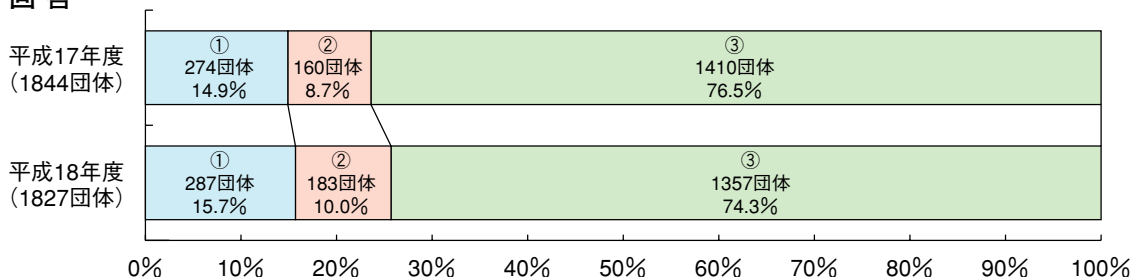
回答



問. 災害時要援護者の情報（災害時要援護者リスト等）について、防災関係部局で把握しているか。

- ① 管内全域の災害時要援護者の情報を把握している
- ② 管内一部（モデル地区等）の災害時要援護者の情報を把握している
- ③ 把握していない（防災関係部局では把握していないが、福祉関係部局では把握している場合を含む）

回答

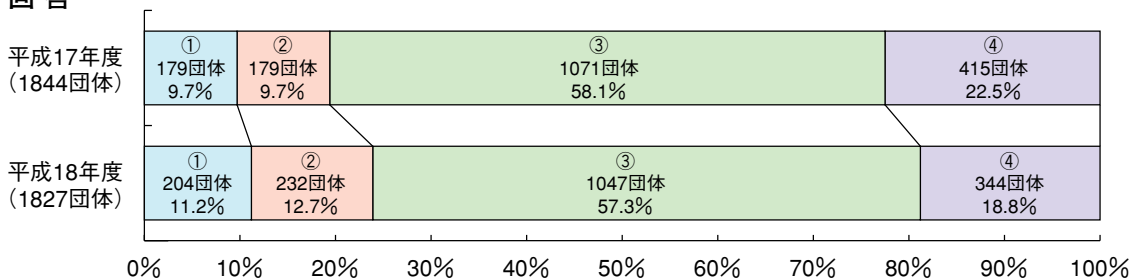


問. 避難支援プランは策定しているか。

(1) 全体計画について

- ① 全体的な避難支援プラン(大綱的なもの)は策定している
- ② 年度内に作成予定
- ③ 今後2年以内に作成を検討
- ④ 作成する予定なし

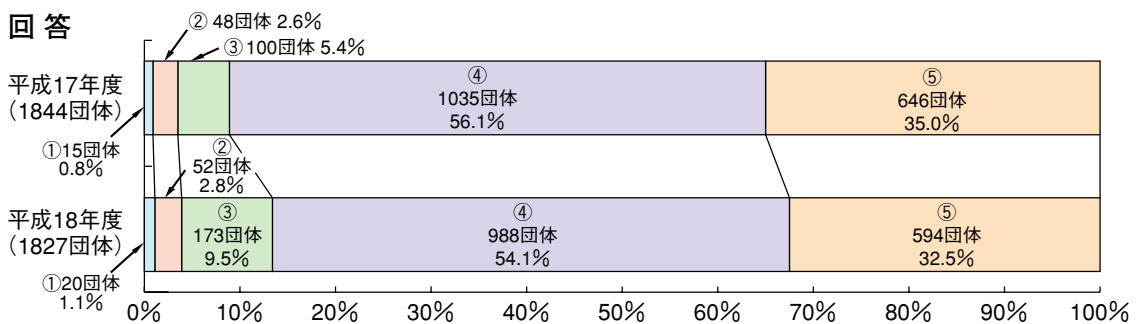
回答



(2) 個別計画について

- ① 管内全域で災害時要援護者一人ひとりの個別計画が整備されている（避難支援者が充足されており、個別任務も付与されている）。
- ② 管内一部（モデル地区等）で災害時要援護者一人ひとりの個別計画が整備されている（避難支援者が充足されており、個別任務も付与されている）。
- ③ 年度内に作成予定
- ④ 今後2年以内に作成を検討
- ⑤ 作成する予定なし

回答



昨年12月に政府が取りまとめた『自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために早急に取り組むべき施策』においては、災害時要援護者の避難支援対策の促進をその一つとして位置付けたところです。

これを踏まえ、市町村においては、平成21年度までを目途に、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「避難支援プランの全体計画」等を策定し

ていただくよう、また、都道府県においては、このような市町村の取組を支援していただくようお願いいたします。今後、消防庁としても、地方公共団体において「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難プラン策定を円滑に進め、適切な防災対策が推進されるよう積極的に支援してまいります。

高度救助隊及び特別高度救助隊の 隊員の教育について

参事官、消防・救急課

大規模災害等に備えた救助体制及び装備の充実のため、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」(昭和61年自治省令第22号)(以下「省令」という。)の一部改正を平成18年4月1日に施行し、中核市等に高度救助隊を、東京都及び政令指定都市に特別高度救助隊を配置することとしました。

この一部改正により、新たに高度救助隊(第5条)及び特別高度救助隊(第6条)の規定を追加したところであり、それらの要件となる「人命の救助に関する専門的かつ高度な教育」については、先般、お示ししたとおりですが、その具体的な教育内容等について解説します。

1. 対象となる教育訓練

次の「消防大学の教育訓練」、「各都道府県等の消防学校の教育訓練」及び「その他の教育訓練」を修了した者は、高度救助隊員及び特別高度救助隊員の資格を有することとしました。

(1) 消防大学の教育訓練

- ① 専科教育救助科
- ② 緊急消防援助隊教育科高度救助コース
- ③ 緊急消防援助隊教育科N B C・特別高度救助コース

ただし、①の教育訓練については、高度救助隊及び特別高度救助隊が創設された平成18年度以降のものに限ります。

②と③の教育訓練については、平成18年度から開設されたものであり、消防大学校としても、既に教育訓練の充実、受講人員の増員について対応しています。

(2) 各都道府県等の消防学校の教育訓練

消防学校において、対象となる教育訓練を実施する場合は、後記のとおりとすることとしました。な

お、実施するか否か、また、実施方法については、各消防学校長の判断によることとします。

実施を消防学校長の判断によることとしたのは、各都道府県において、高度救助隊及び特別高度救助隊の配置状況が様々であり、また、消防学校における教育訓練日数、指導者、訓練資機材等の状況から実施が困難なケースもあることや、消防学校の救助科は従来どおりの資格教育でよいとする考え方など、救助隊員の育成についての考え方も様々であることから、各消防学校において当該教育訓練を実施するか否か、また、実施する場合はどのように行うのかを検討し、決定していくことが適当と考えられるからです。

ア. 追加教育訓練項目

救助科の教科目に、省令別表第3に掲げる救助器具の取扱訓練等を追加することとしました。

これについては、省令の改正により別表第3に定める高度救助用器具が追加されたことから、少なくとも別表第3の高度救助用器具の取扱訓練を必要としたものです。そのほかにも、消防学校が特に必要と判断した教育訓練があれば、実施して差し支えないと考えています。



緊急消防援助隊教育科高度救助コース(消防大学校)の訓練

なお、地域の実情に応じて備えるものとされている器具(電磁波探査装置、二酸化炭素探査装置、水中探査装置)で、現に所管内の地域では備えられていないものについては、当該器具の訓練を必ずしも実施する必要はないこととしています。

イ. 教育訓練時間

原則として、追加した教育訓練に必要な時間数を「消防学校の教育訓練の基準」(平成15年消防庁告示第3号)別表第2に定める140時間に付け加えることとしました。ただし、消防学校長が当該140時間内で実施可能と判断する場合は、この限りではないこととします。

すなわち、「消防学校の教育訓練の基準」において定められている救助科の時間数とされる140時間については、あくまでも標準的なものであり、実施に際しては各消防学校の学校長が必要と認める教科目及び時間数を定めるものとされていることから、消防学校長が当該追加の教育訓練を140時間の中で実施可能であると判断する場合は、当該140時間内で行うこともできることとしました。

ウ. 指導者

前記1(1)の消防大学校において実施する教育訓練を修了した職員、又はこれと同等の能力を有すると消防学校長が認める職員としました。

消防大学校において指定した教育訓練を修了した職員が中心となって、教育訓練を実施するのが適切と考えていますが、こうした職員が必ずしも十分確保できないことも考えられることから、消防学校における教育訓練の実施の円滑化を図るため、消防学校長が当該職員と同等の能力を有すると認める職員についても、消防学校における指導者となりうることとしました。

エ. その他

消防学校における教育訓練の実施に際しては、省令第4条に規定する特別救助隊員の資格を有する職員(以下「救助隊員有資格者」という。)が、追加教育訓練項目を受講できるよう配慮するものとしています。

救助隊員有資格者については、改めてすべての教

育訓練を受ける必要はなく、追加分の教育訓練を受けるのみで高度救助隊及び特別高度救助隊としての資格を与えることができると考えられることから、当該職員に対しては、追加分の教育訓練のコースを設ける等、それを受講できる機会を与えるなどの配慮が必要である旨を周知しました。

(3) その他の教育訓練

前記1(1)の消防大学校において実施する教育訓練を修了した職員、又はこれと同等の能力を有すると消防長が認める職員が、救助隊員有資格者に対して、前記1(2)ア.「追加教育訓練項目」と同等の教育訓練として消防長が認めるものについても、当分の間、対象となる教育訓練とします。

省令において、高度救助隊及び特別高度救助隊については、「専門的かつ高度な教育を受けた隊員5人以上で編成」することとしているため、早急にこうした隊員を養成する必要があります。しかし、消防大学校、消防学校の教育訓練のみでは、これに応えることができないと考えられるところから、当分の間は、消防大学校において指定した教育訓練を修了した職員、又は当該職員と同等の能力を有すると消防長が認める職員が、救助隊員有資格者に対して、一定の教育訓練を行う場合についても対象となる教育訓練とし、当該資格を取得できることとしました。

2. その他

高度救助隊又は特別高度救助隊を配置する消防本部にあっては、消防学校から前記1(2)の各都道府県等の消防学校において実施する教育訓練への支援の依頼があった場合は、業務に支障がない範囲で協力をするように要請しました。

高度救助用器具については、既に「緊急消防援助隊設備整備費補助金」の対象として位置付けられており、三位一体の改革により補助金の整理統合が行われた現下の状況において、新たに教育訓練用としての補助金を創設することは困難です。

しかし、これらは高額な資機材でもあるため、消防庁としては各消防学校において円滑な教育訓練が実施できるよう、各消防本部の高度救助隊及び特別高度救助隊に当該教育訓練への協力の依頼をすることとしました。

「消防団員入団促進キャンペーン」に基づく 広報の推進

防災課

消防団は、地震、風水害等の大規模な自然災害や、有事における国民保護の必要性から考えると、地域住民の安心・安全を確保するために欠かせない組織で、今後とも大いに活躍することが期待されています。

しかしながら、消防の常備化の進展、人口の過疎化、少子高齢化社会の到来や産業・就業構造の変化等に伴い、全国的にみて消防団員は減少傾向にあり、約200万人いた消防団員が今では90万人を割る状況です。

このような状況から、消防庁では、昨年8月に消防庁長官による消防団員確保の推進についての通知を、消防庁防災課長による消防団協力事業所表示制度の積極的な導入についての通知をそれぞれ発出し、全力で団員確保の推進に取り組んでいるところです。

また、消防団員の退団が毎年3月末から4月にか



平成18年度消防団員入団促進キャンペーン・キックオフイベント
「消防団員 めざせ100万人」のシュプレヒコール

けて多い状況を踏まえ、退団に伴う消防団員の確保の必要性があることから、昨年引き続き、関係5団体(財団法人日本消防協会、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国消防長会)の協力を得て、「消防団員入団促進キャンペーン」を実施することとしました。

あわせて、平成20年1月から3月にかけて広報が効果的に推進されるよう、「『消防団員入団促進キャンペーン』に基づく広報の推進について」(平成19年12月19日付け消防災第423号)を各都道府県知事及び各指定都市市長あてに通知したところです。内容は、①効果的な消防団員募集の広報、②キャンペーン期間中のイベント等の開催、③消防団協力事業所表示制度の積極的な導入を図ることなどです。

消防庁では、各都道府県各市町村及び消防本部等と連携し、積極的な広報による消防団員確保を推進しています。



消防団員の代表による決意表明

第10回全国消防救助シンポジウムの開催

参事官

1. 概要

消防庁では、平成19年12月18日(火)に千代田区日比谷公園の「日比谷公会堂」において、救助技術の向上及び啓発並びに救助隊員等の相互の交流を図り、我が国における救助体制の一層の充実を図ることを目的として、第10回全国消防救助シンポジウムを開催しました。

今回のシンポジウムは、災害現場活動時や各種訓練時における安全管理の重要性やその教育体制等に関して、「救助の安全管理について～技術・知識の伝承～」というテーマを掲げ、2,000人を超える消防救助関係者等が全国から参加しました。

当日は、平成13年9月11日の「米国同時多発テロ事件」による世界貿易センタービル崩壊から1か月間、現地の指揮本部長を務めたニューヨーク市消防局のフランク・クラザーズ氏から、テロ以降に学んだ緊急対応の教訓についてご講演いただいたほか、柏崎市消防本部の救助隊員から平成19年7月16日に新潟県等において発生した「新潟県中越沖地震」における原子力発電所火災及び救助活動の概要を報告していただきました。そのほか、救助における安全管理体制や教育訓練体制、救助活動事例等の発表や安全管理に関するパネルディスカッションを行いました。

本シンポジウムの内容については、後日記録集を発行し、消防本部等に配布する予定です。

2. 内容

(1) 講演

フランク・クラザーズ
(ニューヨーク市消防局
第一副局長)

「9・11テロ以降に学んだ
緊急対応の教訓」

(2) 緊急報告

林 秀樹
(柏崎市消防本部 柏崎市消防署
警防第二救助係 主任)

「新潟県中越沖地震《原子力発電所火災と救助活動》」

(3) 事例研究発表

全国の消防本部等の応募の中から選ばれた6事例の発表が行われました。なお、発表者及び演題は以下のとおりです。

田鍋 憲一 (東京消防庁)

「東京消防庁における各種安全管理の取組について」

坂田 憲 (川崎市消防局)

「NBC災害における簡易防護服の着装・離脱要領及び訓練要領の提案」

杉本 宗生 (飯田広域消防本部)



フランク・クラザーズ
ニューヨーク市消防局
第一副局長の講演

「急傾斜地における負傷者の救出事例と安全管理について」
長嶋 健太 (愛知県防災航空隊)

「地上救助隊と航空消防隊の山岳救助連携活動における安全管理」

柳田 武司 (守口市門真市消防組合消防本部)

「耐火造建物火災における救助活動について」

岩本 誠 (鳥取県東部広域行政管理組合消防局)

「救助の安全管理について」

(4) パネルディスカッション

「安全管理の継承について」と題し、意見交換が行われました。なお、参加者は以下のとおりです。

・アドバイザー

フランク・クラザーズ (ニューヨーク市消防局 第一副局長)

・パネリスト

折居 基宣 (北上地区消防組合消防本部 警防課 警防係長)

古屋 明弘 (横浜市安全管理局 警防部 警防課 現場指揮係長)

張田 俊宏 (金沢市消防局 警防課 担当課長補佐)

石田 秀欣 (神戸市消防局 警防部 警防課 警防係長)

小池 和成 (徳島市消防局 警防課 課長補佐)

小清水 勉 (北九州市消防局 総務部 訓練研修センター 主査)

・オブザーバー

坂野 優 (消防庁 国民保護・防災部 参事官補佐)

永堀 満 (消防庁 消防大学校 教務部 助教授)

・司会者 (コーディネーター)

田島 松一 (東京消防庁 警防部 救助課長)

3. おわりに

今回のシンポジウムには、全国から定員を超える参加希望があり、盛会のうちに終了することができました。

消防庁では、本シンポジウムが全国の救助隊員等の情報交流の場として積極的に活用され、今後の救助技術の向上に大きな役割を果たしていくことを期待しています。



パネルディスカッション「安全管理の継承について」

平成19年度における国と地方公共団体が 共同で実施する国民保護訓練について

国民保護室、国民保護運用室

国民保護法では、国、地方公共団体などの様々な関係機関が連携して、避難、救援、災害対処など国民の生命、身体及び財産を保護するために対処する仕組みが定められています。

武力攻撃や大規模テロが発生した場合に、この仕組みを円滑・的確に実施するためには、関係機関の制度運用の理解・習熟とともに、保護の対象である国民の理解・協力が不可欠です。

地震や風水害などの自然災害の場合、頻度は別にして必ず発生する災害であり、国民が現実に被災し、関係機関としても対処にあたることになります。

一方、国民保護法で想定している武力攻撃や大規模テロは、まずは実際に発生することのないよう様々な努力をすべきものであり、必ず発生するものではありませんが、万一、発生した場合の備えはしておく必要があるものです。

平成17年度に全都道府県、平成18年度末までに大部分の市町村で国民保護計画が策定され、今後は、計画等の実効性を確認し、改善していく必要があります。そのためには訓練の実施が特に重要になっています。国民保護法第42条において、指定行政機関の長等が「訓練を行うよう努めなければならない」と定められているのも、こうした趣旨を踏まえたものです。

平成19年度に国と地方公共団体とが共同で実施する訓練は前年度よりも増加し、実動

訓練5件、図上訓練11件が実施（表1参照）又は実施予定（表2参照）となっています（平成18年度実績：実動訓練3件、図上訓練8件）。

（1）実動訓練

平成19年度に国と地方公共団体が共同で行う実動訓練は、島根県（11月2日）、愛媛県（11月10日）、千葉県（11月21日）、茨城県（11月28日）、静岡県（2月上旬）の5県で実施又は実施予定となっています。

これらの訓練は、原子力発電所に対するテロ、大規模集客施設や港湾における化学テロ又は鉄道駅等における爆破テロの発生を想定し、国の現地対策本部や県の対策

表1 実施済みの共同訓練（図上訓練6件、実動訓練4件）

| 主催団体 | 種別 | 実施時期 | シナリオ概要 |
|------|------|-------------|-----------------|
| 山口県 | 図上訓練 | 平成19年10月23日 | コンビニート等における爆破テロ |
| 京都府 | 図上訓練 | 平成19年10月25日 | 鉄道駅等における爆破テロ |
| 島根県 | 実動訓練 | 平成19年11月 2日 | 原子力発電所攻撃 |
| 愛媛県 | 実動訓練 | 平成19年11月10日 | 大規模集客施設における化学テロ |
| 宮城県 | 図上訓練 | 平成19年11月13日 | 鉄道駅等における爆破テロ |
| 千葉県 | 実動訓練 | 平成19年11月21日 | 鉄道駅等における爆破テロ |
| 茨城県 | 実動訓練 | 平成19年11月28日 | 鉄道駅における化学テロ |
| 長野県 | 図上訓練 | 平成20年 1月18日 | 鉄道駅等における爆破テロ |
| 和歌山県 | 図上訓練 | 平成20年 1月25日 | 観光地における爆破テロ |
| 広島県 | 図上訓練 | 平成20年 1月28日 | 大規模集客施設におけるテロ |

表2 今後実施予定の共同訓練（図上訓練5件、実動訓練1件）

| 主催団体 | 種別 | 実施時期 | シナリオ概要 |
|------|------|------------|-----------------|
| 静岡県 | 実動訓練 | 平成20年 2月上旬 | 港湾における化学テロ |
| 熊本県 | 図上訓練 | 平成20年 2月上旬 | 市街地における爆破及び化学テロ |
| 鹿児島県 | 図上訓練 | 平成20年 2月上旬 | 離島への武装集団侵入 |
| 愛知県 | 図上訓練 | 平成20年 2月中旬 | 大規模集客施設における爆破テロ |
| 岐阜県 | 図上訓練 | 平成20年 2月下旬 | 鉄道駅周辺における化学テロ |
| 兵庫県 | 図上訓練 | 平成20年 3月中旬 | 鉄道駅等におけるテロ |

本部等の設置、それら相互の連絡調整、住民の避難誘導、医療等の救援、さらには災害対処に関する措置など、国民保護のための一連の対応についての訓練となっています。

(2) 図上訓練

平成19年度に国と地方公共団体が共同で行う図上訓練は、山口県（10月23日）、京都府（10月25日）、宮城県（11月13日）、長野県（1月18日）、和歌山県（1月25日）、広島県（1月28日）、鹿児島県（2月上旬）、熊本県（2月上旬）、愛知県（2月中旬）、岐阜県（2月下旬）、兵庫県（3月中旬）の11府県で実施又は実施予定となっています。

これらの訓練では、国、地方公共団体の対策本部の運営、それら相互の連絡調整、警報、避難の指示等、国民保護措置に係る状況判断及び情報伝達要領について、主にシナリオを事前に示さない、いわゆるブラインド方式の訓練が行われています。

なお、これらの国と地方公共団体が共同で実施する国民保護訓練については、国民保護法で定めるところにより、その費用は原則として国が負担することになっています。

また、平成19年度から、共同訓練の一環として、全国を6ブロックに分け、都道府県の国民保護担当者を対象にセミナーを開催しています。

このセミナーは、共同訓練から得られた成果をブロック内の他の都道府県と広く共有することで、地方公共団体が実施する国民保護措置及び訓練手法の理解の促進を図ることを狙いとしています。

消防庁では、これらの国と地方公共団体との共同訓練について、シナリオ作成への助言や財政的支援などにより積極的に支援をしています。また、地方公共団体が単独で実施する訓練においても、助言などの支援を行っています。地方公共団体においては、積極的に訓練へ取り組まれるようお願いいたします。



実動訓練（島根県）



実動訓練（愛媛県）



実動訓練（千葉県）



図上訓練（山口県）

第13回全国女性消防団員活性化熊本大会

防災課

全国の女性消防団員が一堂に会し、相互の活動について情報を交換することにより視野を広め知識を習得し、その活動をより活性化させ、地域の安心・安全に貢献することを目的とした「第13回全国女性消防団員活性化熊本大会」が、平成19年11月22日(木)に熊本市において財団法人日本消防協会及び財団法人熊本県消防協会の主催により開催されました。

開会式では、長濱美根子津奈木町消防団副団長が開会宣言をし、片山虎之助財団法人日本消防協会会長の主催者あいさつ及び幸山政史熊本市長の開催地あいさつの後に、荒木慶司消防庁長官と潮谷義子熊本県知事が祝辞を述べました。

また、スポーツキャスターとして活躍し、消防応援団の一員でもある舞の海秀平氏(元大相撲小結)の「決してあきらめない」と題した記念講演や4人の女性消防団員

による消防団活動の事例発表、火災予防PR寸劇などが披露されるなど、全国から約2,400人の女性消防団員や消防関係者が参加する大変有意義な大会となりました。

近年、消防団の組織活性化に応える方策として、女性消防団員を採用しようという動きが全国的に広まっています。また、男女共同参画の流れを受けて、女性の消防団への参加意欲も高まっており、平成19年4月1日現在、1万5,502人(全体の1.7%)、女性消防団員を採用する消防団は1,058団(全体の42.8%)と増加傾向にあります。女性消防団員は、それぞれの地域において、広報活動、一般家庭の防火指導、一人暮らし高齢者宅の防火訪問や応急手当指導など多岐にわたって活躍しており、特に大規模災害時には、住民の避難誘導など更なる活躍も期待されています。



幸山熊本市長の開催地あいさつ



荒木消防庁長官の祝辞



意見・体験発表「救護活動に参加して」
(青森県五戸町消防団 川崎由希子本部付班長)



みゅうじかる「心肺しちゃった!!白雪姫」
(熊本県長洲町消防団)

全国初！ 消防団向け多機能型車両の交付式

防災課

財団法人日本消防協会では、財団法人日本宝くじ協会の協力により、日本初となる、消防団員のニーズに応えた「消防団向け多機能型車両」を今年度から平成20年度にかけて、各都道府県に1台ずつ計47消防団にモデル的に交付することとしました。平成19年12月19日(水)には、中央合同庁舎第2号館において、片山虎之助財団法人日本消防協会会長、遠藤安彦財団法人日本宝くじ協会会長、荒木慶司消防庁長官など出席のもと、第1号となる八王子市消防団（東京都）への車両交付式を開催しました。

「消防団向け多機能型車両」は、消火活動はもとより、地震・風水害などの大規模な災害において有効な手動式油圧カッターやチェーンソーなどの救助活動用資機材、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）や救急セットなどの救急資機材も標準装備しています。

消防庁では、このような消防団向け多機能型車両の交付が、火災だけでなく救助活動への対応など消防団活動のより一層の充実強化、並びに全国の消防団員の士気の高揚につながるものと期待しています。

<搭載資機材一覧>

| | | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|--|
| 代表的な 装備品 |  |  |  |  |  |  |
| | B-2級消防ポンプ | 手動式油圧カッター | エンジンカッター | チェーンソー | AED | 足付き四つ折担架 |
| その他の装備：牽引用ロープ（破断張力6トン以上）、ストライカー（コンクリート破壊器具）、救急セット等 | | | | | | |



荒木消防庁長官のあいさつ



八王子市消防団への鍵の贈呈



謝辞を述べる大久保治平八王子市消防団団長



救助資機材やAEDの取扱いの説明を受ける八王子市消防団員

平成19年度緊急消防援助隊ブロック訓練の実施状況（中国・四国ブロック、近畿ブロック）

応急対策室

先月号に引き続き、今月号は、平成19年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の中国・四国ブロック及び近畿地域の実施状況を各実行委員から紹介します。

平成19年度緊急消防援助隊中国・四国ブロック合同訓練について

鳥取県西部広域行政管理組合消防局

平成19年度緊急消防援助隊中国・四国ブロック合同訓練は、鳥取県西部地区に発生した震度6強の地震により、同地域に甚大な被害が発生したと想定して、次の内容で実施しました。

1. 実施日 平成19年11月28日(水)、29日(木)

2. 実施場所

本部設置運営訓練 鳥取県西部広域行政管理組合消防局
進出拠点到達訓練 鳥取県消防学校
部隊運用訓練 鳥取県米子市崎津住宅団地
鳥取県境港公共マリーナ

3. 参加機関

消防機関 中国・四国ブロックの緊急消防援助隊及びブロック外指揮支援隊並びに鳥取県下広域消防相互応援部隊及び航空部隊 計48機関 101隊
鳥取県西部地区の消防団
関係機関 陸上自衛隊第8普通科連隊、第八管区海上保安本部境海上保安部・美保航空基地、鳥取県警察本部、日本赤十字社鳥取県支部、鳥取県西部医師会

4. 実施項目

- (1) 緊急消防援助隊要請訓練
- (2) 調整本部等設置運営訓練
- (3) 部隊参集訓練
- (4) 部隊運用訓練

部隊活動調整訓練、野営訓練、夜間訓練、情報収集訓練、多数傷病者対応訓練、座屈ビル救助訓練、毒劇物災害対応訓練、多重衝突事故対応訓練、列車災害対応訓練、津波災害対応訓練、危険物火災対応訓練、大規模火災対応訓練、土砂災害対応訓練



5. 実施内容

- (1) 緊急消防援助隊要請訓練

被災地消防局では災害情報を速やかに集約し、緊急消防援助隊運用要綱に基づいた手順で要請を行いました。消防庁では、指揮支援部隊に対する先遣出動の求め、各県に対する出動可能部隊数の報告の求めを行った上での出動要請を行いました。

(2) 調整本部等設置運営訓練

鳥取県緊急消防援助隊受援計画では被災地が一の消防本部管轄のみの場合、その消防本部内に緊急消防援助隊調整本部を設置するとの定めから、消防局指揮本部、指揮支援本部及び調整本部を同一建物内に設置し、当日の被災状況のすべてをブラインド方式にするなど実戦的な運営訓練を行いました。

また、調整本部及び指揮支援本部では出動中の部隊の動態管理システムを受信し、参集状況と被災状況から各県隊の配備先市町村の決定までを行いました。

(3) 部隊参集訓練

本年度の訓練では発災から要請、参集を一連の流れで行うこととし、県隊集結まで、進出拠点到着まで、そして被災地である活動拠点への到着までの具体的な手順及び連絡システムを確認しながら参集しました。

また、参集中は緊急消防援助隊動態情報システムを稼動し、携帯端末を使用して実際に指揮支援部隊長との連絡を行うなど、実戦に即した参集訓練を行いました。

(4) 部隊運用訓練

指揮支援隊及び県隊長の役割を明確にし、関係機関との積極的な連携及び活動部隊への的確な指揮活動を行うとともに、県下消防相互応援部隊での編成や、被災地において不足する部隊を県隊の枠を超えて再編成するなど、消防部隊間での連携強化も図りました。

6. おわりに

本訓練では、発災から災害収束までの一連の流れを2日間





にわたって実施することにより、各県応援計画及び鳥取県緊急消防援助隊受援計画の検証が効果的に行われたものと考えます。

また、航空機により参集する調整本部要員及び指揮支援隊の移動方法、道路不案内な各県隊への支援等、受援側消防本部の役割についても検証することができました。

本訓練の実施に当たり、ブロック外より参加していただいた神戸市消防局はじめ、各部隊及び関係防災機関並びに本訓練の実施にお力添えをいただいた各方面の皆様へ感謝申し上げます。平成19年度緊急消防援助隊中国・四国ブロック合同訓練実施の報告といたします。

平成19年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練について

奈良市消防局

平成19年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を、奈良県大和郡山市及び奈良市において実施しました。

1. 実施日 平成19年12月1日(土)、2日(日)

2. 実施場所

- 図上訓練会場 奈良県奈良市法蓮町 奈良市中央体育館
- 野営訓練会場 奈良県大和郡山市額田部南町 奈良県ファミリープール
- 合同訓練会場 奈良県大和郡山市額田部南町 奈良県浄化センター公園

3. 参加機関(順不同)

消防庁、近畿ブロック緊急消防援助隊登録55団体、陸上自衛隊大久保駐屯地、陸上自衛隊八尾基地第3飛行隊、奈良県警察本部、大阪府警察広域緊急援助隊、日本赤十字社奈良県支部、田北病院、田北看護専門学校、奈良県、奈良県内13消防本部(26隊、111人)合計78機関(人員503人 うち、緊急消防援助隊71隊、306人)

4. 実施内容

第1日目 12月1日(土)

情報収集・伝達訓練、図上訓練、参集訓練、野営訓練

第2日目 12月2日(日)

合同訓練(先行調査訓練、活動調整本部設置運用訓練、ヘリテレ電送災害映像送信訓練、トンネル崩落事故救出訓練、応急救護所設置運用訓練、毒劇物災害対応訓練、中高層建物救出訓練、倒壊家屋救出訓練、大規模火災消火訓練)

5. 主な訓練の具体的内容

(1) 情報伝達訓練

奈良県北部に震度6強の地震を観測、奈良市を中心に甚大な被害が発生したとの想定で実施しました。代表消防本部に被害が集中したととし、代表消防本部代行消防本部に応援要請を行い、県内の被害状況の取りまとめ及び応援部隊の編成等を依頼しました。



なお、情報伝達は、NTT回線の途絶を想定し、防災行政無線を活用し、非常通信訓練を併せて実施しました。

(2) 参集訓練

奈良県緊急消防援助隊受援計画に基づく各府県隊の参集に備え、奈良県内の4か所に進出拠点を設定し、県内受援隊による活動拠点への誘導訓練の検証を実施しました。

(3) 図上訓練

奈良県緊急消防援助隊受援計画に基づき、調整本部においてロールプレイング方式により作戦計画の樹立と実動部隊の運用等について検討を行いました。なお、指揮支援部隊長及び各指揮支援隊長については、消防防災ヘリでの参集とし、迅速な対応を行いました。

(4) 合同実動訓練

前年度の近畿ブロック合同訓練に習い、現地会場に緊急消防援助隊調整本部、奈良市消防局地震警備本部、活動調整本部を設置するとともに、活動調整本部に指揮支援本部を併設したことで、災害現場での各関係機関との連絡体制の確認等の実効性のある検証結果を得ることができました。



また、大阪市消防局に配備された大型除染システム車の展示とあわせて大型プロアーマー車、ウォーターカッター車の実演を行ったところ、防災関係者はもとより一般市民の注目を集めました。

6. おわりに

今回の合同訓練は、休日に実施したことから、大規模災害現場での緊急消防援助隊、警察、自衛隊、日本赤十字社等の現場活動の様子を多くの市民や関係機関に見学していただくことができました。

今後は、今回の訓練を踏まえ、奈良県防災機関情報交換実務者会議等を通じて、関係機関相互の連携を図る方策を検討したいと考えています。

今回の訓練に際して、ご指導、ご協力いただきました近畿ブロック各府県、参加各消防機関、各協力機関の皆様へ深く感謝申し上げますとともに、今後も訓練等を通じて培った「顔」の見える関係作りに、ご支援とご理解をお願い申し上げます。



OSAKA



大阪府 豊中市消防本部
消防長 菅野 喜三郎

大阪北部の拠点 住宅都市「とよなか」

豊中市は、神崎川を隔てて大阪市の北に位置し、東は吹田市、北は池田市・箕面市、西は兵庫県の尼崎市・伊丹市に接しています。気候は、四季を通じて温暖で雨量も少ない瀬戸内式気候で、平均気温は15.4度です。市域は東西6.0km、南北10.3km、面積36.6km²で、市の全域が市街化区域となっています。

明治22年に摂津国豊島郡の5村が統合されて豊中村ができましたが、ちょうど豊島郡の中央に位置していたことから「豊中」と名付けられたと伝えられています。その後、昭和2年に豊中町になり、昭和11年には3村と合併して豊中市となりましたが、府内では大阪市、堺市、岸和田市について4番目の市制施行でした。



中国自動車道と大阪モノレール 大阪急行・大阪モノレールと鉄道が充実し、さらに名神・中国・阪神の各高速道路が縦横に走るなど、都市交通網の拠点となっています。

豊中市の消防体制は、1本部2署7出張所、398人の職員で組織され、14分団575人の消防団員とともに市民の安心・安全を確保しています。

災害対応のプロとして

各出張所には、特殊災害のプロ集団「特殊災害対策専門班」を設置し、

- ①N(核物質)災害、
- ②B(バイオ・生物剤)災害、
- ③C(毒劇物・化学剤)災害、
- ④航空機災害、危険物・高圧ガス災害、
- ⑤中高層建物災害、地下街災害、
- ⑥集団救



C(化学剤)災害対策専門班

急災害、⑦地震災害・水災害、洞道災害など、それぞれの災害に対応するための知識や技術の習得に努めています。

また、職員が災害時要援護者の実態を把握するため、定期的に「一声訪問」を実施し、災害発生時には対象者の情報を指令室から災害現場の部隊へ提供することにより、迅速かつ確実に救助・救出できる体制を確保しています。

市民・事業者と協働して

救命率の向上を目指した「市民救命サポーター制度」は、従業員の半数以上が普通救命講習を修了した事業所を「市民救命サポーター・ステーション」として認定し、施設内や周辺で発生した救急事案に対する救護協力施設として位置付けるものです。あわせて、市民個人を「市民救命サポーター・ほむ」として認定し、隣近所という単位での救急事案に対する救護協力体制を確立させることで、地域における救急事案や災害への自助・共助体制の充実強化を推進しています。



市民救命サポーター・ステーション

また、昨年、事業所の地域貢献活動として位置付ける「消防防災協力事業所」の登録制度を発足させました。この制度は、地震災害や航空機・列車等の集団救急・救助事案などの大規模災害が発生したときに、登録事業所が保有する人員、資機材等を活用して、事業所の周辺地域における消火・救護活動などを行うもので、これによって災害発生初期の消防力を補完するとともに、地域防災力の大幅な向上を図っていきます。

理想の消防体制を目指して

当消防本部では、あらゆる災害の発生に対して迅速・的確に対応し被害を最小限に抑えるため、今後も整備された施設に最新の設備を導入し、これを活用する高度な技術を駆使する優秀な人材を育成していくとともに、市民や事業者との協働のあり方を追求し、一丸となった災害対応総合力を強化していくことが重要な課題ととらえています。

独居老人宅の除雪ボランティアを実施

当麻消防団

当麻消防団第1分団は去る12月30日、火災や災害時の活動だけではなく、助け合いのボランティア精神で地域に貢献しようと、町内の独居老人宅(10軒)を訪問し、家の周辺や通路の除雪、屋根の雪下ろし作業を行いました。参加したのは同分団員27人と上川中部消防組合当麻支署の4人で、スコップを手にきびきびとした動きで雪を下ろし、すっかり綺麗になった屋根を見たお年寄りから大変感謝されました。また、団員らは、町営キャンプ場のバーベキューハウス6棟の屋根の雪下ろしも行いました。



力を合わせて雪下ろしを行う消防団員たち

シルバー火災予防フェスティバルを実施

登米市消防本部

登米市消防本部では去る11月28日、高齢者の防災意識の向上を目的として、シルバー火災予防フェスティバルを開催しました。市内の老人クラブ会員ら約600人を招き、寸劇等を通じて火災予防を呼びかけたもので、舞台製作、演出はすべて職員の手作りで行われ、地元の方言やユーモアを取り入れて心肺蘇生法や住宅用火災警報器の悪徳訪問販売への対処法を紹介したり、マジックショー等も披露し、楽しみながら防火を学びました。最後は全員で「火災予防宣言」を読み上げ、防火を誓いました。



コミカルな演技で火災予防を訴えた

消防通信

望

楼

ぼうろう

ミニ広報誌コンクールを開催

相馬地方広域消防本部

相馬地方広域消防本部は去る12月19日、職員の手作りによるミニ広報誌コンクールを開催しました。署・分署の所属ごとに募集を行ったもので、管轄する地域の自主防災組織の活性化や住宅用火災警報器の設置促進、AED(自動体外式除細動器)の普及推進等の記事をメインに、地域性を凝らした力作31点の出品がありました。地元報道関係者による審査により、最優秀賞を1点、優秀賞3点を選出し、これら作品を、管轄する4市町村の公民館や公会堂等の公共施設に掲示し、防火防災を訴えました。



厳正な審査のもと最優秀賞と優秀賞が選出された

学校における緊急地震速報対応訓練を実施

呉市消防局

呉市消防局西消防署は去る12月12日と18日、管内の中学校や高等学校において、緊急地震速報対応訓練を実施しました。この訓練は、緊急地震速報が発表され、火災が発生したとの想定で行われ、周囲の状況に応じて、慌てず、自分の身の安全を確保する(自助訓練)、生徒たちによる初期消火(共助訓練)等の訓練を行いました。その後、避難した体育館で、「体育館は、災害時に避難所として利用されるが、床は冷たく、プライバシーもない」ことを実体験し、防災意識の向上を図りました。



煙の中を避難する生徒たち

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】

消防大学校 だより

緊急消防援助隊教育の総合展開

消防大学校では、緊急消防援助隊に関する様々な教育を行うため、平成19年度中に「指揮隊長コース(第3回)」、「航空隊コース(第4回、第5回)」、「航空隊長コース(第3回)」などを実施することとしています。

指揮隊長コースは、4月の異動の時期をとらえ4月16日から20日まで、全国から緊急消防援助隊の指揮支援部隊長、指揮支援隊長、都道府県隊長又は都道府県隊指揮隊長として活躍が期待される26人が集まり、業務に必要な知識及び能力の修得に努めました。

本教育では、緊急消防援助隊としての部隊指揮要領、航空隊との連携及び過去の災害事例などの座学のほか、シミュレーションを通じて災害時の現地調整本部の適正な運用方法を疑似体験する図上訓練も行いました。

また、今回から新たに学生間で自由に意見交換する「自由討議」をはじめ、学生が今までに経験した事案の発表や疑問に思っている事案などをグループごとに検討し、積極的な意見交換を行いました。

学生からは「実践的な研修が多く、緊急消防援助隊の制度実務がよく理解できた。」、「緊急消防援助隊に関する知識が充実し、部隊指揮能力の向上が図れた。」などのほか、「各県代表消防本部の方々と面識を持つことができ、災害現場で顔を合わせた際には活動をスムーズに行える。」などの感想も寄せられました。



東京消防庁訓練施設による駐機訓練【航空隊コース(第4回)】

航空隊コースは、7月2日から19日まで、航空消防隊の救助隊員等に対して業務に必要な運行法規、



現地調整本部運営を想定した図上訓練【指揮隊長コース(第3回)】

基本・駐機・模擬飛行訓練及び航空隊による災害活動・安全管理等の高度な知識及び能力を修得させるため、政令市の防災航空隊員をはじめ、各県の航空消防隊員25人が消防大学校に集い、教育訓練を実施しました。

消防防災ヘリは、全国45都道府県に合計70機配備されており、出動件数も救急出動件数の増加に伴って右肩上がりとなっています。

本教育では、航空関係法制及び航空管理を理解するための座学に始まり、東京消防庁装備部航空隊及び東京消防庁第八消防方面本部消防救助機動部隊の教育支援を受け、駐機訓練を4日間にわたって実施しました。

大災害及び特殊災害が発生した場合、緊急消防援助隊として各県航空消防隊等が集結し、各隊が連携した現場活動が想定されることから、学生6人を1つのグループとして各種の訓練を実施しました。

また、今後、増加するであろう航空救助事案及びヘリコプターによる救急搬送を念頭に置き、「地上部隊と航空隊との連携強化」を主眼にした講義を多く取り入れたことで、航空消防隊員に課せられた災害による被害軽減に大きく貢献できるものと考えます。

航空隊長コースは、残暑厳しい8月20日から24日まで、全国の消防防災ヘリコプターの隊長、副隊長及びパイロットとして活躍している消防隊員37人が、業務に必要な知識及び能力の習得に努めました。

本教育では、消防航空行政を中心に、大規模災害における救援航空機の活動統制や、関係機関の航空機運用について研修を実施しました。

また、「検討課題討議」の授業では、「航空隊運用上の課題」と題し、日ごろ業務を遂行するに当たり、課題となっている内容を学生間で討議しました。さらに、「災害活動事例検討」の授業では、実際に学生が経験した災害活動の概要、教訓等貴重な体験談を発表するなど活発な意見交換が行われました。各学生からは、「事例に基づく訓練方法や自隊では経験がない災害活動の話が聞けた。」「大規模災害時の受援体制についての大切さを学んだ。」などのほか、「失敗事例も含め率直な発表と、講師からの適切なアドバイスをいただき大変参考となった。」などの感想が寄せられました。

これらのほかに、政令市において高度な資機材を装備している救助隊の隊長及び緊急消防援助隊に登録されているNBC災害資機材を装備する隊の隊長を対象として、平成20年1月28日から2月8日まで「NBC・特別高度救助コース(第1回)」を開講します。

本コースは、昨年まで別々に実施していた「NBCコース」、「特別高度救助コース」を1本化したもので、特殊災害及び大規模災害に対応できる救助隊員の育成を行うものです。

本教育では、過去に発生した特殊災害及び大規模災害の



事例研究発表【航空隊長コース(第3回)】

対応を学生が持ち寄り、全員で討議を実施するほか、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」中、別表第3に掲げる救助資機材を使用しての実科訓練を実施します。

また、同年2月12日から28日までは、本年度2回目の「航空隊コース(第5回)」、3月5日から13日まで「高度救助コース(第2回)」を実施予定です。

緊急消防援助隊については、平成19年中に既に4回もの出動がありました。講師の中には実際に現地で活躍された方もおられ、ほかでは聞けない貴重な経験談など、中身の濃い有意義なコースとなっています。

消防大学校成績優秀者 (学生番号順)

| 科名(期) | 氏名 | 所属消防本部(都道府県) |
|----------------------------------|--|--|
| 幹部科(第8期) 10月31日～12月19日 66人 | 郷古 寛嗣 袖山みゆき 福本 照夫 常松 幸雄 和田 章 寺田 潔 松下 剛 | 大崎地域広域行政事務組合消防本部(宮城県) 東京消防庁(東京都) 川崎市消防局(神奈川県) 大阪府立消防学校(大阪府) 大阪市消防局(大阪府) 香美市消防本部(高知県) 鹿児島市消防局(鹿児島県) |
| 警防科(第82期) 10月29日～12月20日 59人 | 菅原 秀之 高橋 勇幸 松村 和弥 安西 浩 金山 利宏 吉永 靖 | 一関市消防本部(岩手県) 宮城県消防学校(宮城県) 東京消防庁(東京都) 横須賀市消防局(神奈川県) 出雲市消防本部(島根県) 浦添市消防本部(沖縄県) |
| 火災調査科(第14期) 10月23日～12月14日 48人 | 山 博行 寺田 知史 市川 靖夫 荒木 真二 廣畑 祥司 | 札幌市消防局(北海道) 五所川原地区消防事務組合消防本部(青森県) 東京消防庁(東京都) 新潟市消防局(新潟県) 別府市消防本部(大分県) |

少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ

防災課

少年消防クラブは、おおむね10歳から15歳までの少年少女が活動している自主防災組織です。この年代から火災などを予防する方法や知識を身近な生活の中に見出すことを目的とし、地域や家庭における防火・防災のために各地域で組織づくりが進められています。平成19年5月1日現在、日本全国で5,519団体が結成され、約43万人の少年消防クラブ員が活発に活動しています。

全国の消防本部では、少年消防クラブ活動を通じて、少年少女が防火・防災について学習し、正しい知識と技能を身に付け、生命と暮らしを守ることの大切さを学ぶとともに、規律や礼儀なども身に付け、健全な地域防災の担い手となるよう努力しています。

クラブの活動内容は、地域によって多少異なりますが、主に次のようなものです。

① 学校内の消防用設備などの点検の実施

学校内に設置してある消火器や避難器具などの位置の確認や外観点検を行い、その結果を校内放送で発表し、全校にその取扱いについての注意を呼びかけます。

② 講習会・防災訓練などへの参加

各種講習会や防災訓練などに参加し、地震をはじめとする自然災害が発生するしくみ、消火器などを使用した初期消火の方法、ロープワーク、三角巾を利用した応急手当の方法などを体験学習します。

③ 防災キャンプ

夏休みなどを利用して、小学校の体育館などに寝泊まりし、炊き出し訓練、プールなどでの着衣泳法、ダンボールなどを使用した避難所生活体験などを行います。

④ 研究会レポートなどの配布

防火・防災に関する研究発表会を行い、そのレポートや防火ポスター、防火新聞、防火チラシなどを校内に展示し、あるいは各家庭に配布するなどして火災予防や防火思想の普及に努めています。

⑤ 防火パトロールの実施

消防職団員とともに、地域住民に火災予防を呼びかけるため、火災予防運動実施期間や年末を中心に夜間防火パトロールを行います。

消防庁では、毎年3月下旬に、「自分で守ろう、みんなで守ろう」を合い言葉に「少年少女消防クラブフレンドシップ」を開催し、優良な少年消防クラブに対して表彰を行っています。

また、小・中学生向けの防災啓発として、「BFCわたしの防災サバイバル手帳」を消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp>) で公開しています。

これらの施策と活動を通じた年少期における体験型防災教育が、大人になった時にも大いに役立ち、将来、少年少女消防クラブ員が地域防災力向上の推進者として、地域社会に貢献することを期待しています。



救命講習



放水訓練

日本橋消防少年団

(写真提供：東京消防庁)

自治体消防制度60周年記念式典の挙行

総務課

(自治体消防制度60周年記念事業推進室)

我が国の消防は、昭和23年3月7日に施行された消防組織法によって、自治体消防の原則に基づく今日の制度が確立し、来たる平成20年3月には60周年を迎えることとなります。

消防庁では、これを記念して、消防関係者をはじめ国民がこぞって我が国における消防の発展を回顧するとともに、国民の安心・安全な生活を確保するという消防に課せられた使命の重要性を再認識し、更なる消防防災体制の充実強化を図るため、次のとおり記念式典を挙行いたします。

【日時】

平成20年3月7日(金) 10:30~11:55

【会場】

日本武道館(東京都千代田区北の丸公園2番3号)

【主催等】

- (1) 主催 消防庁
- (2) 共催 財団法人日本消防協会
全国消防長会
財団法人日本防火協会
- (3) 協賛 消防団員等公務災害補償等共済基金
日本消防検定協会
危険物保安技術協会
財団法人日本消防設備安全センター
財団法人消防科学総合センター
社団法人全国消防機器協会
財団法人消防試験研究センター
財団法人日本防炎協会
財団法人日本防火研究普及協会
財団法人全国危険物安全協会
財団法人救急振興財団
社団法人日本損害保険協会
- (4) 協力 都道府県消防防災・危機管理部局長会
東京消防庁

- (5) 後援 全国知事会
全国市長会
全国町村会

【内容】

消防功労者に対する内閣総理大臣表彰、総務大臣感謝状の贈呈、消防庁長官表彰、財団法人日本消防協会会長表彰、全国消防長会会長表彰、財団法人日本防火協会会長表彰等を行います。

【参列者】

総計 約8,500人

- (1) 天皇皇后両陛下(宮内庁に依頼中)
- (2) 来賓 内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
最高裁判所長官
各国務大臣
各国会議員
政府関係者
地方公共団体関係者等
- (3) 表彰受章者等
- (4) 各消防長・消防団長等



自主防災組織と安心・安全なまちづくりシンポジウムの開催

防災課

〔シンポジウムの目的〕

生活意識や生活様式の変化などにより、かつての共同体的な連帯が失われ、町内会等の地域コミュニティが衰退している一方、大規模災害に対しては自助・共助といった住民自身・住民相互の防災活動体制をいかに整えるかが課題となっており、自主防災組織の果たす役割は大きなものとなっています。

そうした中で、地域の安心・安全の確保という観点から、自主防災組織を核に地域の関係団体が連携して活動を行う「地域安心安全ステーション」の取組が進められています。

今回のシンポジウムでは、これまでの取組事例を踏まえ、地域防災力の向上のために地域安心安全ステーションの活動を、今後どのように進めていくべきかについて意見交換を行います。

なお、本年度のこの事業は「自治体消防制度60周年記念事業」として行うものです。

〔シンポジウムの概要〕

1. 開催日

平成20年2月20日(水) 13:30~17:00

2. 会場

大阪YMCAホール（大阪市西区土佐堀1-5-6）

3. 主催

消防庁

4. 内容

- ・基調講演
- ・地域安心安全ステーション実践事例発表
- ・パネルディスカッション

（コーディネーター：消防研究センター 室崎益輝所長）

5. 参加申込

〔申込み必要事項〕

住所、連絡先電話番号、氏名、年齢、性別、職業

〔申込み先〕

株式会社ぎょうせい開発課内

「地域安心安全ステーション」事務局

FAX：03（5349）6648

E-mail：ananst@gyosei.co.jp

〔申込み期限〕

平成20年2月13日(水)

危険物安全週間推進ポスターモデル感謝状の授与

危険物保安室

平成19年12月10日(月)、消防庁長官室において平成19年度危険物安全週間推進ポスターモデルであるメジャーリーガーの井口資仁（いぐちただひと）選手に対して、消防庁長官感謝状の授与を行いました。

井口選手は、ポスターの制作に当たり消防行政並びに危険物安全週間の趣旨に深くご理解を示され、熱心にご協力をいただいたことから、今回の感謝状の授与となりました。

授与式で荒木慶司消防庁長官は、井口選手の気力溢れるプレーにより全国の危険物施設の保安業務に従事する人々の士気を高めていただいたことに感謝の意を述べ、井口選手は「社会に貢献できてうれしく思います。」と話していました。

作成されたポスターは、約15万枚が全国の消防機関、危険物を貯蔵し取扱う事業所等に掲出され、危険物の保安に対する安全意識の高揚に大いに貢献しています。

平成20年度危険物安全週間推進ポスターモデルは、バドミントン選手の小椋久美子さん、潮田玲子さんを予定しています。



12月の主な通知

| 発番号 | 日付 | あて先 | 発信者 | 標 題 |
|---|-------------|---|---|--------------------------------------|
| 消防消第190号 | 平成19年12月 6日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁消防・救急課長 | 消防防災施設等整備費補助事業の適正な執行について |
| 消防危第264号 | 平成19年12月11日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁危険物保安室長 | 灯油用運搬容器の試験確認結果の取消しについて |
| 消防危第265号 | 平成19年12月12日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁危険物保安室長 | 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における誤給油の防止について |
| 消防参第189号 | 平成19年12月14日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁国民保護・防災部参事官 | 大型油圧式救助器具（ラムシリンダー）の取扱いに係る事故防止の徹底について |
| 消防消第195号 | 平成19年12月17日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁消防・救急課長 | 平成19年度「女性消防職員の職場環境等に関する調査」の実施について |
| 府政防第885号 消防災第421号 社援総発第1218001号 国河防第563号 | 平成19年12月18日 | 都道府県防災担当主管部（局）長 都道府県民生主管部（局）長 都道府県土木主管部（局）長 | 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官 （災害応急対策担当） 総務省消防庁国民保護・防災部防災課長 厚生労働省社会・援護局総務課長 国土交通省河川局防災課長 | 災害時要援護者の避難支援対策の推進について |
| 消防災第423号 | 平成19年12月19日 | 各都道府県知事 各指定都市市長 | 消防庁長官 | 「消防団員入団促進キャンペーン」に基づく広報の推進について |
| 消防予第390号 | 平成19年12月21日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・政令指定都市消防長 | 消防庁予防課長 | 特定施設水道連結型スプリンクラー設備等に係る当面の運用について |
| 消防危第269号 消防特第180号 | 平成19年12月25日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁危険物保安室長 消防庁特殊災害室長 | 危険物施設における事故防止の徹底について |
| 消防消第196号 | 平成19年12月25日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁消防・救急課長 | 平成20年度における消防防災施設等整備事業に係る補助金要望調査について |
| 消防応第176号 | 平成19年12月25日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁応急対策室長 | 平成20年度における緊急消防援助隊の登録事務について |
| 消防消第203号 | 平成19年12月27日 | 各都道府県知事 | 消防庁次長 | 平成20年度消防防災施設等整備費補助金の配分方針について |
| 消防技第 79号 | 平成19年12月27日 | 各都道府県消防主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁消防技術政策室長 | 平成18年中の製品火災に関する調査結果について |
| 消防危第272号 | 平成19年12月27日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・政令指定都市消防長 | 消防庁危険物保安室長 | 「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」の一部改正について |

広報テーマ

| 2 月 | |
|-------------------------------|-------|
| ①春季全国火災予防運動 | 予防課 |
| ②住宅の耐震化と家具の転倒防止 | 防災課 |
| ③e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ | 防災課 |
| ④全国山火事予防運動 | 特殊災害室 |
| ⑤ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ | 防災課 |

| 3 月 | |
|------------------------|-----|
| ①地域に密着した消防団活動の推進 | 防災課 |
| ②少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ | 防災課 |
| ③自治体消防制度60周年 | 総務課 |